

〇うるま市パブリックコメント制度実施要綱

平成19年3月6日

告示第23号

改正 平成26年2月28日告示第32号

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続に関する必要な事項を定め、市の基本的な政策等に対して市民等が意見を述べる機会を保障することにより、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民とのパートナーシップによる市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示においてパブリックコメント手続とは、市の基本的な政策形成の過程において、その政策に関する計画等の素案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的な知識(以下「意見等」という。)の提出を受け、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この告示において実施機関とは、市長(水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、議会及び消防長をいう。

3 この告示において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所を有する個人若しくは法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げるものについて、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 市の基本的施策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 広く市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(金銭徴収に関するものを除く。)の制定及び改廃に係る案の策定
- (3) 市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に直接、かつ、重大

な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定

(4) 広く市民の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定又は変更

(5) その他制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、市民生活への影響等を勘案し、パブリックコメント手続を実施することが適当であると市長が認めたもの

- 2 前項の規定にかかわらず、迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものについては、パブリックコメント手続を行わないことができる。ただし、迅速又は緊急を要した理由について明らかにするとともに、事後において有用と認められるものについては、市民等の意見等を聴くように努めることとする。

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に該当するもの(以下「計画等」という。)の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の素案を公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の素案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景、当該計画等の素案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法を活用し、公表の周知に努めるものとする。

- 3 前2項の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出期間)

第6条 実施機関は、市民等が計画等の素案についての意見等を提出するために必要とする期間を考慮し、原則として1箇月程度を目安として提出期間を定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を1箇月未満とすることができる。

(意見等の提出方法)

第7条 意見等の提出は、次に掲げる方法とする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への書面による提出

(5) その他実施機関が認める方法

- 2 意見を提出しようとする市民等は、原則として住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名とする。)並びに電話番号を記載するものとする。

(意見の処理)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表するものとし、当該計画等の素案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

- 3 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。

- 4 第5条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(意思決定過程の特例)

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第5条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等の策定を行うときは、パブリックコメント手続を行わないで政策等の策定の意思決定をすることができる。

(実施状況の把握)

第10条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市ホームページに掲載するものとする。

- 2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限及び計画等の素案の入手方法並びに問い合わせ先を明記するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメントの実施に関し必要なことは、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある計画等で、市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この告示の規定は適用しない。

附 則(平成26年2月28日告示第32号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。